

建災防神奈川支部ニュース

No.530 令和元年 11 月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部
横浜市中区太田町 2-22 番地 電話 201-8456 FAX201-7735

URL <http://kensaiboukanagawa.com/> E-mail:kensaibou@crux.ocn.ne.jp

神奈川労働局労働基準部長から「令和元年台風第 19 号による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」の要請文書が以下のとおり支部長宛てに発出されましたので（令和元年 10 月 16 日付け神労基発 1016 第 5 号）、災害復旧工事に際しましては、十分ご留意ください。

神労基発 1016 第 5 号

令和元年 10 月 16 日

建設業労働災害防止協会

神奈川支部長 殿

神奈川労働局労働基準部長

令和元年台風第 19 号による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和元年台風第 19 号により、東日本を中心に広い範囲で記録的な大雨に見舞われました。この影響で、神奈川県内各地で、人的被害として、死者 6 人、行方不明者 3 人に至る等、洪水災害、土砂災害、浸水害等が発生するなど、生活に甚大な被害が発生しています（被害者数は令和元年 10 月 15 日 14 時現在）。

今後、これらの災害復旧工事が本格化することが見込まれますが、災害復旧工事においては、地山に緩みが生じている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、被害を受けた屋根等の高所からの墜落・転落災害、がれきの処理作業による労働災害等の発生が懸念されることから、今後の労働災害防止対策のより一層の徹底を図るとともに、下記の事項を踏まえた災害復旧工事における労働災害防止対策について、貴会会員各位に対し周知徹底を図られますようお願いいたします。

記

1 土砂崩壊災害防止対策

(1) 地山の掘削を伴う工事（河川の堤防の補修等の工事を含む。）の施工に当たっては、大雨の影響により地山に緩みが生じている可能性があることに十分に留意の上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）第 355 条に基づき、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。

また、今回の台風以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行

うこと。

- (2) 上記(1)の調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。
- (3) 掘削の作業に当たっては、安衛則第358条に基づき点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行うことにより、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。
- (4) 土砂崩壊のおそれがある場合には、安衛則第361条に基づき、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。
- (5) 平成27年6月29日付け基安安発0629第2号の別添「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」に基づき、日常点検、変状時の点検を確実にを行うこと。また、斜面の変状の進行を確認した場合は、施工者、発注者等は、安全性検討関係者会議において斜面の状況に対応するためのハード対策等の労働災害防止のための措置を検討すること。
- (6) 復旧工事のうち、地山の掘削を伴わない工事についても、斜面の近傍で工事を実施する場合には、上記1の(1)から(5)までに準じ、事前調査及び点検、土砂崩壊のおそれがある場合における措置の徹底を図ること。
- (7) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全確保については、下記5によること。

2 土石流災害防止対策

- (1) 土石流危険河川における工事の施工に当たっては、安衛則第575条の9に基づき、作業場所から上流の河川の形状、その周辺における崩壊地の状況等をあらかじめ十分に調査すること。また、今回の台風以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。
- (2) 土石流の早期把握等の措置を講ずるための警戒降雨量基準、作業を中止して労働者を退避させるための作業中止降雨量基準等を、必要に応じ見直すこと。また、降雨量が警戒降雨量基準に達していなくても、危険が予想される場合には、作業場所から上流の状況を監視する等の措置を講ずること。
- (3) 安衛則第575条の14及び安衛則第575条の15に基づき、警報用設備及び避難用設備の点検を実施するとともに、警報及び避難の方法等を労働者に十分周知すること。
- (4) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保については、下記5によること。

3 高所からの墜落・転落災害防止対策

- (1) 高さが2メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行う場合には、安衛則第518条に基づき、足場を組み立てる等の方法により作業床を設置すること。なお、作業床を設置することが困難である場合には、安全ネットを設置すること、労働者にフルハーネス型墜落制止用器具を使用させること等の措置を講ずること。

また、足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策については、平成26年3月10日付け基安安発0310第3号「墜落防止のための安全設備の作業標準マニュアル」によること。

- (2) 持ち運びが可能であるはしご（移動はしご）を使用する場合には、安衛則第527条に基づき、丈夫な構造であって、著しい損傷、腐食等がなく、その幅が30センチメートル以上のものを使用すること。また、移動はしごにすべり止め措置を取り付けること、移動はしごの上方を建築物等

に取り付けること、他の労働者がはしごの下方を支えること等の転移を防止するための措置を講ずること。

(3) 脚立を使用する場合には、安衛則第 528 条に基づき、丈夫な構造であって、著しい損傷、腐食等がないものであって、その脚と水平面との角度を以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備え、踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有するものを使用すること。

(4) 物体が飛来することにより労働者に危険を及ぼすおそれのある場合には、安衛則第 538 条に基づき、労働者に保護具（ヘルメット）を使用させる等の措置を講ずること。

4 がれき処理作業における安全衛生の確保

(1) 円滑な災害復旧の観点から短期間での作業が求められるが、労働災害防止のため、当日の作業内容、安全上の注意事項等について作業開始前のミーティング等を綿密に実施すること。

(2) がれき処理作業に当たって、車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保については、下記 5 によること。

(3) がれき処理作業については、適切な呼吸用保護具の着用等、石綿粉じんその他の粉じんを吸入することを防止するための措置を徹底すること。また、建築物のがれき処理作業や解体作業等の際には、事前に石綿の有無の確認等を徹底すること。

5 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保

(1) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するために、安衛則第 155 条に基づき、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。

(2) 災害復旧工事においては、特に、車両系建設機械を使用した作業と人力による作業が輻輳して行われることが想定されることから、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、安衛則第 158 条に基づき、立入りを禁止する措置を講ずる、又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と作業員との接触防止を徹底すること。

(3) 不安定な作業場所において車両系建設機械を使用して作業を行うこととなるため、安衛則第 157 条に基づき、運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。

(4) 車両系建設機械の運転の業務については、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせること。

6 その他

工事に伴う作業中に窮迫した危険が生じた場合における緊急連絡体制を確立するとともに、避難の方法等を労働者に十分周知すること。

また、倒壊のおそれのある家屋等の建築物に不用意に接近しないようにすること。

上記 4 (3) のほか、粉じんを吸入するおそれのある作業については、適切な呼吸用保護具の着用等を徹底すること。

県内建設業の本年1月以降の死亡災害は、10月末日現在で8名の方が亡くなっており、昨年同時期よりも1名増加しております。

これから年末年始労働災害防止強調期間が始まりますが、今後死亡災害ゼロに向けて、労働災害防止の取組を積極的に行っていただきますようお願いいたします。

本強調期間の実施要領は、当支部ホームページに掲載していますので、参照していただきますようお願いいたします。

昭和43年8月16日第三種郵便物認可・令和元年11月1日発行・「建設の安全」号外

令和元年度

建設の安全 ● 号外 ●

建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領

●本期間：令和元年12月1日～令和2年1月15日 ●後援：厚生労働省、国土交通省

—建設業年末年始労働災害防止強調期間スローガン—
無事故の歳末 明るい正月

会長メッセージ

初めに、6月と7月の豪雨災害、10月の台風19号など、全国に甚大な被害を及ぼした自然災害にてお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げますと共に、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、「令和」の時代となり、初の年末年始を迎えます。当協会では年末年始の労働災害防止を目的に、本年度も12月1日から1月15日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、会員各位が取り組むべき事項を盛り込んだ本実施要領を作成いたしました。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめ関係者の熱意と日々の地道な安全衛生管理活動により、その発生件数は長期的に減少傾向にあります。10月の速報値では、死亡者数は173人で前年同期比30人減、休業4日以上死傷者数は9,790人で前年同期比153人減と、共に減少しております。

一方、そのような中でも建設業の労働災害で最も多い墜落・転落災害は全体の約4割を占め、フルハーネス型安全帯の円滑な導入・定着を軸とした、墜落・転落災害防止対策のより一層の推進をお願いするところです。

本年は台風や豪雨による被害が全国各地で発生し、これら激甚化する自然災害からの復旧・復興工事に加え、国土強靱化を実現するためのインフラ整備工事等も進んでおりますが、これから迎える冬季には凍結や降雪に伴う労働災害や火災による事故、年末年始の工事の輻輳化など、労働災害発生リスクの高まりが懸念されます。

このような状況を踏まえ、今一度、労働災害防止活動の強化に取り組んでいただきたいと思います。その一環として、店社及び現場でのリスクアセスメントの確実な実施と、より快適な職場形成を目指して、改訂された「建設業労働安全衛生マネジメントシステム」(ニューコスモス)の積極的な導入・運用を図ると共に、「働く人の健康の保持・増進」に向けて、建災防方式健康KYや無記名ストレスチェックなど、現場のメンタルヘルス対策も積極的に進めてください。

会員各位をはじめ関係者全員が一丸となり、経営トップのリーダーシップの下、本実施要領に示された事項に取り組んでいただき、「無事故の歳末 明るい正月」のスローガンの下、無事故・無災害で新しい年を迎えられますよう、心より祈念申し上げます。

令和元年11月

建設業労働災害防止協会
会長 銭高一善



建設業年末年始労働災害防止強調期間ポスター
No.1 貴島 明白香 コードNo. 760301

☆令和元年 建設業における署別労働災害発生状況☆ (休業4日以上)

神奈川県労働局 (令和元年9月30日現在)

署年	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
元年	53	12	38	46	41	71	32	39	32	45	38	64	511
		(1)				(1)		(1)	(1)	(2)		(2)	(8)
前年	62	10	33	40	43	60	33	42	16	43	43	36	461
			(1)			(2)		(1)			(1)	(1)	(6)

(注) 1 労働者死傷病報告による。 2 ()内は、死亡者数で内数である。

☆令和元年 死亡災害発生状況☆

神奈川県労働局 (令和元年9月30日現在)

	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (平成31年・令和元年)	前年同期 (平成30年)	前々年同期 (平成29年)	平成30年 (暫定値)	平成29年 (確定値)	平成28年 (確定値)
製造業	2	5	5	6	6	3
建設業	8 (1)	6	4	10 (1)	6 (1)	9 (1)
交通運輸業				1		2
陸上貨物運送事業	2 (1)		3 (1)	2	5 (1)	2 (1)
港湾荷役業		1		1		1
商業	1	4 (2)	3	4 (2)	3	3 (1)
清掃・と畜業	1	5	4	5 (1)	4	2
その他		4 (1)	5 (2)	5 (1)	6 (2)	6 (1)
合計	14 (2)	25 (3)	24 (3)	34 (5)	30 (4)	28 (4)

(注) : 死亡災害把握数は、欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数です。
() は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

☆令和元年 死亡災害の概要☆

神奈川労働局（令和元年9月30日現在）

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 13時頃	建築工事業 10名～29名	乗用車、バス、バイク 交通事故	解体工事現場に面した道路に駐車したトラックに乗り込もうとしたところ、後方から走行してきた乗用車に追突され、頭部及び胸部を強打したものの。
2	1月 13時頃	建築工事業 ～9名	はしご等 墜落、転落	個人住宅のベランダ改修工事において、地面からベランダに立て掛けたはしご（脚立を広げたもの）でベランダ部材の取り外し作業を行っていた被災者が墜落したものの。
3	3月 16時頃	建築工事業 ～9名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	防水工事を行うために屋上から脚立を使用して庇に降りる際、または、庇で作業中、7.9メートル下の地面に墜落したものの。
4	7月 14時頃	建築工事業 10名～29名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	工場の屋根に設置されたルーフファン（煙突）を塗装中、スレート屋根を踏み抜いて約14メートル下のコンクリ床に墜落したものの。
5	7月 11時頃	土木工事業 10名～29名	地山、岩石 墜落、転落	林道拡幅工事で、林道脇の山林に登り立木を伐倒してチェーンソーを地面に置いた直後、斜面を林道まで約14メートル転落したものの。
6	8月 17時頃	土木工事業 100名～299名	高温・低温環境 高温・低温の物との接触	土地区画整理事業造成工事において、施工管理補助業務に従事していた派遣労働者が、帰宅で利用する最寄り駅構内で倒れているのを発見されたもの。当日は気温が30度を超過しており、高温環境下で測量及び巡視作業を行っていた。病院で熱中症の診断を受け、8日後に死亡した。
7	8月 14時頃	建築工事業 ～9名	はしご等 転倒	マンション新築工事におけるバルコニーの型枠解体作業場所で、バルコニー天井の水切目地樫を撤去中、脚立に上がろうと踏み面の1段目に右足をかけた際に踏み外して脚立ごと倒れたものの。
8	9月 15時頃	建築工事業 ～9名	建築物、構築物 崩壊、倒壊	ビルのテナント退去後の原状回復工事で、テナント内のブロック塀（高さ1.8メートル×長さ2.8メートル、推定600キログラム）を倒して取り除くため、当該塀の下部を手工具を使い、はつり作業中、当該塀が作業側側に倒れて下敷きになったもの。

支部行事予定

（令和元年11月～令和2年1月）

第54回神奈川県建設業労働災害防止大会

時：11月6日 14:00
所：関内ホール

懇親会

時：12月12日 17:00
所：崎陽軒本店

正副運営委員長・部会長会議

時：1月16日 15:00
所：1階会議室

雇用管理研修

時：11月11日 9:00
所：万国橋会議センター

雇用管理研修

時：12月16日 9:00
所：講堂

正副支部長・分会長会議

時：1月27日 15:30
所：1階会議室

第2回理事会

時：12月4日 15:00
所：講堂

仕事納め

時：12月27日

安全祈願祭

時：1月27日 16:40
所：伊勢山皇大神宮

技能講習内部監査

時：12月6日 16:00
所：支部事務局

労働局新年挨拶

時：1月7日 10:00
所：神奈川労働局

懇親会

時：1月27日 17:30
所：伊勢山ヒルズ

分会事務局長会議

時：12月12日 15:00
所：崎陽軒本店

建設5団体関連賀詞交換会

時：1月7日 11:00
所：ロイヤルパークホテル

一人親方等（中小事業主・役員・家族従事者を含む）の災害が増加していることから、厚生労働省では、一人親方等に対する安全衛生教育を建災防本部に委託して実施することにしております。

建災防本部では、1会場30人程度以上を対象に、希望する企業・団体等からの申込みを受け付けておりますので、以下の案内を参考に、積極的に申し込んでいただきますようお願いいたします。

一人親方等（中小事業主・役員・家族従事者を含む）及び関連団体の皆様へ

一人親方等（中小事業主・役員・家族従事者を含む）への 安全衛生教育を無料で実施いたします

建設現場においては、いわゆる一人親方等も労働者と同様な作業に従事しており、労働災害と同様に一人親方等による業務中の災害も多数発生しています。一方、一人親方等は労働安全衛生法の保護の対象外であるため、安全衛生に関する基本的な知識を十分身につける機会が与えられておりません。よって、厚生労働省では、建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業を委託事業として実施することとし、建設業労働災害防止協会が2019年度の事業を受託いたしました。これから建設工事を安全に施工していくためには、この一人親方等に対する安全衛生に関する研修会を開催することにより、安全衛生教育を徹底することが重要です。

労働災害防止団体にに基づき設立された、建設業労働災害防止協会が、皆様の現場の安全衛生教育を実施いたします。

実施内容

当協会が厚生労働省から受託して実施するこの安全衛生教育の
テキスト・補助資料等は**無料**です。

この機会にぜひ、申し込みください。

一人親方等に対する安全衛生教育（1会場30人程度以上）を公募します。

対象者：一人親方、ただし、中小事業主・役員・家族従事者を含む

研修時間：原則として4時間

- ※ 開催日の14日前までにお申し込みください。
- ※ 講師は本委託事業で委嘱した講師（建設業の安全衛生管理について十分な知見を持つ者）が担当します。
- ※ 開催会場までの交通費は各自で負担してください。
- ※ 参加人数が少ない場合には中止することがあります。

単独開催について

- ・公募日程とは別に法人や団体等のグループ単位での開催も受け付けております。
- ・希望する企業・団体等は個別に下記の問合せ先までご連絡ください。

お問合せ先

この安全衛生教育は無料で開催いたします。裏面の申込書を記入して申し込みを行ってください。問合せは下記の連絡先までお願いいたします。

建設業労働災害防止協会 委託事業本部 (TEL) 03-3453-0978 (直通)

メールアドレス：hitorioyakata@kensaibou.or.jp

開催期間は、2019年7月下旬～2020年1月末日を予定しております。

※公募日程はホームページをご覧ください。

ホームページ：https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/single_master/education.html

また、その後の公募予定は問合せ先にてご案内しております。



お問い合わせ先
建設業労働災害防止協会 委託事業本部
電話：03-3453-0978（直通）

お申込み方法

メールアドレス：hitorioyakata@kensaibou.or.jp
 なお、メール送信ができない場合は FAX でも受付けております。
FAX：03-5476-8362
※開催日の 14 日前までにお申し込みください。



教育対象者 (必須)	①一人親方 人 ②中小事業主 人 ③役員 人 ④家族従事者 人 ⑤その他 ()
	※受講する該当者の人数を記入してください。
希望日 (必須)	年 月 日 (曜日)
受講者 (必須)	氏名 職種 住所 〒
	氏名 職種 住所 〒
	氏名 職種 住所 〒
	氏名 職種 住所 〒
	氏名 職種 住所 〒
	※5名を超える場合はメール本文や受講者内訳書（ホームページ参照）に記入してください。
会社名 所属団体等 (法人の場合は必須)	名称
	住所 〒
	担当者 ()
連絡先 (必須)	メールアドレス
	電 話 FAX
	※申込み確認等で利用します。連絡が取れない場合は申込みを取り消すことがあります。
備 考	

※ 記入いただいた情報は当該事業目的以外に使用するものではありません。